

金銭以外のもの又は権利などで支払う場合の評価

外交員等のように一定の者に専属している人の経済的利益は、給与所得の場合と同様に評価します。

これら以外の人々の経済的利益は、賞品の評価の仕方により源泉徴収の対象となる金額を算定し、少額なものについては源泉徴収をしなくて差し支えありません。

【賞品の評価】

- 公社債、株式又は貸付信託、投資信託若しくは特定受託証券発行信託の受益権・・・支払うこととなった日の価額
- 商品券・・・券面額
- 貴石、貴金属、真珠、さんご等若しくはこれらの製品又は書画、骨とう、美術工芸品・・・支払うこととなった日の価額
- 土地又は建物・・・支払うこととなった日の価額
- 定期金に関する権利又は信託の受益権・・・相続税法に定めるところに準じて評価した価額
- 生命保険契約に関する権利・・・支払うこととなった日において解約したとした場合に支払われることとなる解約返戻金相当額
- 上記以外のもの・・・通常の小売販売価額（いわゆる現金正価）の60%相当額

3 報酬・料金等の税額計算

同一人につき一回に支払われる金額(注)が100万円までは10.21%、100万円を超えるものは20.42%(いわゆる「二段階税率」)が源泉徴収されます。

(注)100万円を超えるかどうかは、現実には一回に支払われる金額により判定して差し支えありません。
ただし、一定額の控除を行う方式のものは、控除後の額に一律10.21%

○ タイプ1 (二段階税率)

例 弁護士の業務に関する報酬・料金

【支払額80万円の場合】

$$800,000円 \times 10.21\% = 81,680円$$

【支払額160万円の場合】

$$1,000,000円 \times 10.21\% + (1,600,000円 - 1,000,000円) \times 20.42\% = 224,620円$$

○ タイプ2 (控除額あり) ※控除額は、報酬料金等の種類によって相違

例 司法書士の業務に関する報酬・料金

$$\text{同一人に対し1回に支払われる金額から1万円を控除した金額} \times 10.21\%$$

【支払額10万円の場合】

$$(100,000円 - 10,000円) \times 10.21\% = 9,189円$$

【支払額8千円の場合】

$$(8,000円 - 10,000円) \times 10.21\% = 0円$$

二段階税率が適用される場合の取扱い

Q 次のような場合の適用税率はどうなりますか。

- ① 原稿料130万円を1回に支払うことにしていましたが、50万円を前払いし、80万円を原稿完成時に支払うこととした場合
- ② 契約金額が50万円と70万円とされている2口の契約を、まとめて120万円として1回に支払うこととした場合

A 原則、同一人に対し1回に支払われるべき金額となりますが、特例として、現実に1回に支払われる金額でも差し支えありません。

所得税基本通達

(同一人に対し1回に支払われる金額の意義)

205—1 法第205条第1号かっこ内及び令第322条((支払金額から控除する金額))の表に規定する「同一人に対し1回に支払われる金額」とは、同一人に対し1回に支払われるべき金額をいう。ただし、法第205条第1号かっこ内に規定する税率を乗ずべき金額の判定に当たっては、現実に1回に支払われる金額によって差し支えない。

【①の場合】

原則的には二段階税率によるべきですが、実際には50万円と80万円の2回に支払われるので、それぞれ10.21%の税率を適用して差し支えありません。

【②の場合】

原則的には、50万円と70万円それぞれについて10.21%の税率によるべきですが、実際に支払われる金額120万円について、二段階税率を適用して差し支えありません。

税引手取額で定められている場合の税額計算は？

【税率10.21%の場合】

$$\text{手取額} \div (1 - 0.1021) = \text{支払金額}$$

$$\text{支払金額} \times 0.1021 = \text{税額}$$

【二段階税率の場合（手取額897,901円以上に限ります。）】

$$(\text{手取額} - 102,100\text{円}) \div (1 - 0.2042) = \text{支払金額}$$

$$1,000,000\text{円} \times 0.1021 + (\text{支払金額} - 1,000,000\text{円}) \times 0.2042 = \text{税額}$$

どの納付書の様式を使用して納付するのか？

【税理士等の報酬・料金等を納付する場合】

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書

【その他の報酬・料金等の場合】

報酬・料金等の所得税徴収高計算書

2 居住者に支払う報酬・料金等

I 原稿料、講演料等の報酬・料金

区分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額
原稿の報酬	(1) 原稿料 (2) 演劇、演芸の台本の報酬 (3) 口述の報酬 (4) 映画のシノプス(筋書)料 (5) 文、詩、歌、標語等の懸賞の入賞金 (6) 書籍等の編さん料又は監修料	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
挿絵の報酬	書籍、新聞、雑誌等の挿絵の料金	同上
写真の報酬	雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬・料金	同上
作曲の報酬	作曲、編曲の報酬	同上
レコード、テープ又はワイヤーの吹き込みの報酬	レコード、テープ、ワイヤーの吹き込み料 映画フィルムのアナレーションの吹き込み報酬	同上